

# 箕面市教育大綱 2016

平成28年（2016年）3月

箕面市役所

# 箕面市教育大綱 2016 の策定

## 1 大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項 に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」（第一条の三）こととされております。

## 2 箕面市教育大綱について

箕面市教育大綱は、予算編成権を有する首長と、教育を所管する教育委員会が、教育に関する方向性を合意し、教育行政をより円滑に進めていくことを目的に、総合教育会議において議論を重ね、策定するものです。

今回策定する「箕面市教育大綱 2016」は、箕面市の教育分野において、当面、重点化して取り組むべき施策として合意し、とりまとめたものであり、今後、毎年の予算編成にあわせて、振り返りと見直しを行っていきます。

平成28年（2016年）3月31日  
箕面市長 倉田哲郎